

No.	質問	回答
1	公平性担保の為、提案書に見込むデザイン照明灯の数（アダプターの数量）をご教示お願いいたします。	【道路整備課】 現在把握できているデザイン照明灯の数は、ひたち野うしく 駅東口・西口のロータリーにある41基81灯です。 【都市計画課】 すべて既製品から選定し、設置しております。
2	公平性担保の為、夜間工事が想定される灯数・路線名をご教示ください。	夜間工事は想定しておりませんが、作業場所内容等の状況により安全面の観点から関係機関との協議の結果、やむを得ず実施することは想定されますので、それを見込んでご提案願います。
3	実施要領 P 1 0、1 5（1） 牛久市契約規則49条に定められた条件に従い、部分払いを受けることができると記載がありますが、前払い・契約保証は無いとの認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
4	仕様書（別表1） P 7 公園照明灯で殺菌灯20Wが3灯ありますが、どのような照明かわかる範囲で情報いただくことができますでしょうか。	蛍光灯20Wとしてお考え下さい。
5	実施要領 P 2、第3（1）オ 複数の応募者の構成員になることの禁止とありますが、資本関係や人的関係がある企業が別々のグループを構成し、本事業に応募することは出来ないという認識でよろしいでしょうか。	応募者間の公平性・競争性を確保するため、複数の応募者の構成員になることを禁止するものであり、資本関係や人的関係が公平性・競争性を損なうと判断される場合は応募をお断りする場合がございます。
6	実施要領 P3 第3（3）エ 応募資格に1000灯同等以上の屋外照明灯E S C O事業の実績とありますが、防犯灯の実績は含まれないという認識で宜しいでしょうか。	防犯灯が主体となる場合、本事業と同等以上であるとは判断できない可能性があります。そのため、提出された実績をもとに総合的に判断いたします。
7	実施要領 P 8 第13（1）カ 応募者を特定できる表示を一切してはならないと記載がございますが、「地元業者が活用されたことを確認できる書類」として、参加表明書に地元業者からの関心表明書を添付したいと考えていますでしょうか。	問題ございません。
8	仕様書 P 4（1）コ 既存灯具に遮光機能が備わっている場合は同等の機能を有する事とありますが、公平性担保のため提案事業費に含むべき数量を御教示願います。	既存灯具に遮光機能が備わっている場合の数量については、現状では把握しておりません。
9	仕様書 P 5 4（2）ア ガイドラインに適合していることを証明する製品仕様書及び根拠資料は使用機器提案書に別添扱いとし、枚数に含めないという解釈でよろしいでしょうか	そのとおりです。
10	仕様書 P 5 4（2）ウ 照明器具の置き換えは基本的に既存同等W数で置き換え、事業者の提案により現行の道路照明施設設置基準・同解説に合わせた提案も可能という認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。ただし、同等程度の照度を確保するようお願いいたします。
11	仕様書 P 7 別表1 既設LEDのワット数は電力会社契約区分（V A）と捉えてよろしいでしょうか	仕様書 P 7 別表1「道路等照明灯内訳」に記載されているW数は、ランプ表記のW数を指します。
12	仕様書 P 7 別表1 灯数内訳表の料金区分欄の既設光源W数は、電力会社料金区分ではなく実際のランプ表記のW数とされます。その場合、例えば400W水銀灯は415Wなので料金区分は500Wとなります。料金区分ではなくランプ表記のW数として試算するというでよろしいでしょうか	仕様書 P 7 別表1「道路等照明灯内訳」（以下「内訳」）に記載されているW数は、ランプ表記のW数を指します。試算につきましては、内訳に記載されているW数に該当する料金区分を適用していただくようお願いいたします。
13	様式集 第4の5 E S C O関連事業実績に添付する各契約を証明できる書類（契約書の写し等）は、事業名・契約者・金額・契約日のわかる箇所の抜粋でよろしいでしょうか。	そのとおりです。ただし、審査の都合上、追加で資料の提出をお願いする場合がございます。
14	その他 参加表明提出書類について、代表者名ではなく営業所長名にて参加を予定している場合、委任状は必要でしょうか。また、必要な場合は任意書式でよろしいでしょうか。	営業所長名で参加を予定される場合、営業所として令和8・9年度の入札参加資格者名簿（物品・役務の提供）に登録申請済みであれば、委任状は不要です。
15	様式集 第8 ホームページでダウンロードできる指定様式に「様式第8の2、様式第8の3」がございませんのでご確認頂けますでしょうか。	ホームページに追加いたしました。